

# Google ビジネスプロフィール多言語運用促進・県内観光動向等分析業務 プロポーザル実施要領

## 1 目的及び業務概要

観光客が旅行先の選定に際し、WEB マップ上での情報収集が普及しているところであり、特に増加が続くインバウンド観光客にとって、旅マエ、そして特に旅ナカでの非常に重要な情報収集ツールになっている。

WEB マップの中でも特に利用率が高い「Google マップ」は、観光及び観光関連事業者（観光施設、飲食店、小売店、宿泊施設、交通事業者等）（以下、「観光事業者等」という。）が自ら Google ビジネスプロフィール（以下、「GBP」という。）のオーナー登録をすることで、登録した情報だけでなく、その情報を閲覧したユーザー（観光客）の検索データ等を活用することが可能となり、ユーザーのエンゲージメントを向上させ、一層の誘客効果を図ることが期待できる。

そこで、本業務では、観光事業者等による GBP オーナー登録と活用を促進するとともに、GBP から得られる検索・閲覧データ等を分析し、観光客の動向やニーズを把握することで、主にインバウンド観光客に対する情報発信の充実や高度化及び来訪者の利便性向上を図り、新潟県（以下、「県」という。）への誘客拡大につなげることを目的とする。

## 2 委託業務概要

### (1) 業務名

Google ビジネスプロフィール多言語運用促進・県内観光動向等分析業務

### (2) 仕様

別紙「業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 3 見積限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 スケジュール

令和8年6月26日（金）	募集公示
7月1日（水）	質問受付期限
7月3日（金）	質問に対する回答
7月8日（水）	参加申込期限
7月10日（金）	参加提案資格確認結果の通知
7月16日（木）	企画提案書等の提出期限
7月21日（火） 予定	審査委員会（ <u>書面審査</u> ）

## 5 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

## 6 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

別紙様式1「質問票」を提出すること。

ア 提出期限 令和8年7月1日（水）午後5時【必着】

イ 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ

ウ 提出方法 電子メール

エ その他

- ・電話での質問は受け付けないので留意すること。
- ・電子メールで提出する際には、件名を「Google ビジネスプロフィール 多言語運用促進・県内観光動向等分析業務」とすること。

### (2) 質問に対する回答

令和8年7月3日（金）までに、県ホームページにおいて公開する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 参加申込み及び提案資格の確認結果通知

### (1) 参加申込

#### ア 提出書類

以下の資料を各1部提出すること。

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ③ 別紙様式3「類似業務実績一覧表」
- ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書

※提出日より遡って3か月以内に発行されたもの。写しでも可。

イ 提出期限 令和8年7月8日（水）午後5時【必着】

ウ 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送

#### (2) 提案資格の確認結果通知

参加申込をした者全員に対し、7月10日（金）までに、提案資格の確認結果通知をメールで送付する。

### 8 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

##### ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4）

「業務委託仕様書」に定める本業務が求める最低限度の要件を満たす内容で、下記の項目を必須として簡潔明瞭に記載すること。

- ① GBP 登録推進
  - ・セミナーの具体的な説明内容
- ② GBP 登録・多言語運用等支援
  - ・先行事例の創出に向けた具体的な支援内容とサポート体制
- ③ GBP 分析業務
  - ・分析方法の説明及び分析レポートのサンプル提示
  - ・観光事業者へのフィードバック方法及びアンケート調査概要
  - ・成果報告会の手法・内容

##### イ 業務スケジュール（任意様式、A4）

##### ウ 業務実施体制（任意様式、A4）

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。また、窓口担当者を必ず明記すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

##### エ 見積書（任意様式、A4）

各業務の内訳及び総額について見積書を作成すること。（押印省略可）

(2) 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時【必着】

(3) 提出部数 各6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ

- (5) 提出方法 郵送すると共に、データを電子メールで提出

## 9 審査の実施

### (1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会による書面審査で行うものとする。

### (2) 審査基準

書面審査において次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
企画の趣旨	本事業の趣旨・目的を十分に理解した内容となっているか。	5
企画運営・実施	GBP 登録・多言語運用促進のための、セミナー内容や各支援の実施方法は適当で、セミナー参加者に多言語運用を促す提案となっているか。	10
	事業者がGBPを導入及び運用する上でのサポート内容・体制は十分なものか。	15
	目標とする先行事例創出件数が仕様を満たし、権限付与後の事業者の運用状況を把握できるシステムが具体的に提案されているか。	15
	インサイトデータ分析およびフィードバックを効果的に行うための適切な提案がされているか。	15
	分析レポートは、対象事業者にとって分かりやすく、GBPの更なる活用促進が期待できる内容となっているか。	15
業務実施体制	提案内容を確実に実施できる体制・スケジュールが確立されているか。	10
実績	過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	10
見積費用	見積金額は適切か。	5
合 計		100

### (3) その他

スケジュールや審査方法は変更となる可能性がある。変更となる場合、ホームページ又は参加申込者への連絡により周知する。

## 10 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

また、最優秀提案者は、県ホームページ上でその名前を掲載する。

## 11 契約の締結

新潟インバウンド推進協議会は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟インバウンド推進協議会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。  
ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者  
イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者  
ウ 期限後に提案書を提出した者

## 13 問い合わせ先

新潟インバウンド推進協議会 担当 三宮、丸山

(新潟県観光文化スポーツ部 国際観光推進課 国際戦略グループ)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

電話 025-280-5955

E-mail [ngt150020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt150020@pref.niigata.lg.jp)